

○伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会共同設置規約

平成27年4月24日協議

(共同設置する市及び組合)

第1条 伊豆市、伊豆の国市（以下「2市」という。）及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「組合」という。）は、共同して公平委員会を設置するものとする。

(名称)

第2条 前条の公平委員会は、伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

(公平委員会の執務場所)

第3条 公平委員会の執務場所は、次に掲げる場所において、3年ごとに交替するものとする。

(1) 伊豆市役所

(2) 伊豆の国市役所

(公平委員会の委員の選任方法)

第4条 公平委員会の委員（以下「委員」という。）は、2市の長が協議により定めた候補者について、それぞれの2市の長が当該市の議会の同意を得たうえで、前条の規定により公平委員会の執務場所が置かれている市（以下「執務場所の市」という。）の長が選任する。

2 執務場所の市の長は、前項の規定により選任された委員の氏名及び経歴を組合管理者に通知しなければならない。

3 委員に欠員を生じたときは、執務場所の市の長は、速やかに、その旨を執務場所の市以外の市（以下「関係市」という。）の長及び組合管理者に通知するとともに、第1項の規定の例により、委員を選任するものとする。

(公平委員会の事務を補助する職員の定数)

第5条 公平委員会の事務を補助する執務場所の市の職員の定数は、3人とする。

(負担金)

第6条 公平委員会に関する2市及び組合の負担金の額は、2市の長及び組合管理者がその協議により決定しなければならない。

2 関係市及び組合は、前項の規定による負担金を執務場所の市に交付しなければ

ならない。

3 前項の規定による負担金の交付の時期については、2市の長及び組合管理者がその協議により定める。

(特定の事務に関する経費)

第7条 2市及び組合のうちの特定の市又は組合の職員のために公平委員会が特定の事務を管理し、及び執行する場合においては、当該特定の市又は組合は、前条第1項の規定による負担金とは別にこれに要する経費を負担するものとする。

(公平委員会に関する執務場所の市の決算報告)

第8条 執務場所の市の長は、公平委員会に関する決算を執務場所の市の議会の認定に付したときは、当該決算を関係市の長及び組合管理者に報告しなければならない。

(公平委員会事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第9条 公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、2市の長及び組合管理者はこれを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第10条 執務場所の市は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ関係市及び組合と協議をしなければならない。

2 前項の規定により条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、執務場所の市の長は、速やかにこれを関係市の長及び組合管理者に通知しなければならない。

3 関係市の長及び組合管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、公平委員会の事務に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。